

枚方公園青少年センターのあり方について（検討資料）

1. 枚方公園青少年センターの概要

枚方公園青少年センター（以下「青少年センター」という。）は、「青少年に学習と憩いの場を与え、仲間づくりと活動を助成し、健全な育成を図ること」を目的として、平成21年1月にオープンした。建物は複合施設で1階は公設市場サンパーク、2・3階が青少年センターとなっており、2階の一部に図書館分室がある。

青少年センターではイベントのできる定員150名のホールのほか、音楽室・集会室・和室・料理実習室（兼工作室）・編集室を無料で貸出している。これらの施設（部屋）を利用するには、事前の登録が必要で、受理されれば全ての団体（青少年・一般）が活動できる仕組みとなっている。

具体には、登録時に取得した番号により、使用予定の2か月前、1日～10日の間にインターネット上で希望する日時・部屋の抽選予約を申込し、15日にコンピュータによる自動抽選が行われて、部屋の予約が確定される。抽選終了後の空室については、利用日の6週間前の日から予約することができる。なお、ホールについては、イベント優先予約制度を運用し、受付開始を3か月前に設定している。

こうした部屋の貸出のほか、青少年対象の囲碁教室・工作教室・料理教室やフリーゼミナールなどの主催事業にも取り組んでいる。その中には、障害児ハイキングや少年少女合唱団など、長年継続している事業もある。

2. 青少年活動の活性化策について

(1) 利用実態と制度の変更

平成21年11月1日現在の登録団体数は、青少年145団体、一般247団体となっている。青少年の団体よりも、一般の団体数が約1.7倍（平成20年度は約2倍）という状況は、施設の利用実態にも表れている。中学・高校生は日中に授業があり、平日の夕方・夜間や土・日曜、夏休みなど学校休業期間に活動している比率は高いものの、年間平均利用率では平成19年度・20年度が、それぞれ79%の中、青少年団体の利用が最も多い音楽室で38%という状況にある。また、他の部屋に至っては、ほぼ10%以下となっており、青少年の活動拠点として今一つ活性化しているようには感じられない。

こうした利用状況において、数値的に表れにくい青少年の動向も捉えておかななくてはならない。総じて中学・高校生は、定期的に予定を決めるのではなく、比較的直前に、必要に応じて空いている部屋を申し込む傾向にある。そのため、既に一般団体の予約が

入っている場合、青少年団体は利用できないことになる。

また、スタジオ形式の音楽室や芝居・コンサートに対応できる照明・音響設備を備えたホールなど青少年活動のために用意された施設が、青少年が利用可能な時間帯において一般団体に利用されている実態がある。青少年団体が優先的に利用できる枠組みを設け、空いていれば一般団体を受付するなど、設置目的に合った利用がなされるように制度を見直しすべきである。

具体には、音楽室の2か月前の事前予約（自動抽選終了後の6週間予約を含む）を、青少年団体優先とし、一般団体については4週間前の予約に変更することが望ましい。また、ホール（兼控室の第2集会室を含む）のイベント優先予約（受付開始は3か月前）において、青少年と一般の使用希望日が重複した場合、青少年団体を優先することも施設の活性化につながると考える。

(2) 主催事業の取り組み

単に施設を青少年に利用してもらうのではなく、どのような青少年を育てるのかという観点が必要である。利用している多くの青少年が、日々感謝の気持ちをもつことができるように、清掃ボランティアの日を設ける（参加を呼びかける）ことも一つの方策であり、そうした活動の積み重ねも、施設の活性化に果たす役割は大きい。

青少年センターの主催事業の取り組みにも、沈滞化傾向の一因があると考えられる。青少年を惹きつける企画を積極的に発信し、新しい出会いと交流の機会が設けられていることが重要であり、その中核を担うのは青少年でなくてはならない。青少年自らが斬新なアイデア・発想を企画できるように、職員にはサポートや下支えが求められる。

青少年対象の主催事業では、次の3点を基軸として多彩な事業を展開することが効果的である。

⇒①初心者対象の文化学習事業（新たなことを始める機会・導入）

⇒②活動場所の確保（主体的・継続的に活動・練習できる場の提供）

⇒③活動成果の発表（日頃の活動成果を存分に表現できる場の提供）

①では多彩な内容の取り組みが考えられる。地元枚方出身で活躍する音楽バンドのメンバーを迎えて、ドラム講習会等を開催することも魅力的であり、楽器店の音楽教室と連携することも一つの方策といえる。こうした初心者講習から②の発表へとつなげていくことも効果的といえる。

料理講習会では単に技術を伝えるのではなく、食の大切さを伝える食育（食糧自給率や地球環境）の観点をふまえると意義深い取り組みとなる。また、平日の昼間は青少年の利用が少なくなるため、ニートや引きこもりの青少年が参加してみたいと感ずることができるような事業などを、この時間帯に取り組むことも青少年センターの果たす役割として重要である。

②では施設の貸出が主たるものとなる。活動内容によっては、講師・指導者やアドバ

イザーが必要なもの（コーラス団体、環境問題学習サークル等）もあり、これらの人材をボランティアとして広く公募することもよい。また、ストリートダンスやよさこいソーラン踊りなどの練習の場として活用されることも望ましいが、総じて若者は広報紙を読むことは稀少のため、大学等に出向いて青少年センターの存在や主催事業を積極的にPRしていくことも必要である。

③では青少年が自ら発案企画し、主体・主導できる仕組みとして、実行委員会形式で取り組んでいくことが望ましい。活動分野を同じくするサークルに対して、青少年センターが連携役を担って定期的なイベントを開催し、その実行委員会が継続的なグループになっていくと面白い。ブラスバンド・吹奏楽は地域イベント等で出番も多いが、軽音楽の活動はそうした機会が少ない傾向にあるため、よりサポートが求められる。

現在、ロビーでは青少年が勉強・自習している姿は見受けられるものの、活気に満ちたたまり場（集いや出会いの場）の様子ではない。青少年が日々職員を訪ねてきて、気軽に会話ができるような雰囲気づくりも大切である。現代社会では、情報技術の進展で孤立する傾向にある。最たるものは携帯電話やメール、ゲーム等を挙げることができるが、人とのコミュニケーション力の向上は人が成長していく上で大切なものの一つであり、「みんなで何かをやる楽しさ」を体験できる機会を可能な限り用意することが求められる。

つまりは、既存の主催事業を発展させるのではなく、若者・利用者のニーズや声に耳を傾けて、新しい分野の事業へと展開し、人の輪が大きく広がっていくことが重要なのである。

3. 受益者負担のあり方、施設老朽化への対応について

(1) 有料化に対する考え方

本市の生涯学習市民センターでは、平成18年10月に再編され、翌19年4月より施設の有料化がスタートし、約2年半が経過している。使用料金設定の基本的な考え方については、光熱水費や清掃費、日常の修繕費等の一部を低額の使用料として負担していただく（施設の維持管理に要する実費相当の受益者負担）としている。利用者の立場の委員から、徐々に机・椅子等が綺麗になっている（買い替えられている）ことを実感する、という意見が示すように、施設の運営や有料化が定着してきていると考えられる。

平成2年1月に開所した青少年センターは、登録できれば全ての団体に無料で施設を貸出しており、開館20年を迎えようとする中で、特に音楽室のピアノ椅子は施設の老朽化を象徴している。

公共施設のために寄付するという考え方が根付いていない日本において、今日的には受益者負担制度により、利用者からいただいた使用料をもとに、施設のメンテナンスを行っていくことが道理にかなっていると考える。また、使用料の算定根拠は、生涯学習

市民センターの基準と合わせるべきである。

料金例 1区分（3時間30分程度）利用した場合	
集会室（50人）	約1,200円
料理室	約900円
和室	約1,000円
ホール（150人）	約3,300円
音楽室	約300円

しかしながら、青少年が育つ場は無料であることが望ましい。大人が子どもを育てる、すなわち大人が青少年の活動を支援する観点から、青少年の利用については使用料を無料とし、大人が支払った使用料を施設・備品の維持補修等に充当すべきである。従って、施設の設置目的に示された青少年以外の活動（一般団体の利用）には使用料を設定し、施設を提供するのがよいと考える。

生涯学習市民センターでは使用料の収入を、①光熱水費の3分の2、②清掃委託料の3分の2、③改修・修繕費の一部に対して①・②・③の順に充当している。青少年センターでは、①修繕費・備品購入の一部、②光熱水費の一部の順に充当し、特に備品類は青少年がよく利用する音楽室を念頭に置くべきと考える。なお、部屋を使用したら「電気を消す」「自分たちで清掃する」ということを日々青少年団体に伝え、働きかけていくことが、青少年センターの姿勢として必要であることは言うまでもない。

また、生涯学習市民センターと同様、有料化の開始前までに必要最小限の修繕を実施することが望ましい。

(2) 減免制度やロビーの取扱い

生涯学習市民センターでは、使用料の減免制度を運用している。主に18歳以下の者（子ども）で構成される団体で、子どもが文化学習活動で使用する場合は免除（減免率100%）としている。また、福祉や市民活動関係では、主に障害者・児で構成される団体や校区コミュニティ協議会・自主防災組織が使用する場合は、半額（減免率50%）となっている。「子ども」の範疇には乳幼児も含めており、子育てサークル（親睦的な共同保育）も条件付きで免除規定を適用している。

他方、様々な主催（活動委員会）事業も実施されているが、参加費・入場料・材料代等を徴収している事例もある。金額は千差万別となっており、個々の事業経費に充当している。

こうした減免制度や参加費等の徴収は、青少年センターにおいても同様に運用されることが望ましい。また、生涯学習市民センターのロビーは無料であるが、青少年センターも同様にロビー空間は無料とすべきである。人が集まるのが文化であり、フリーの空

間を設けておくことは施設の活性化にもつながると考える。

4. 青少年センターの利用に係る「青少年の範囲」について

(1) 一般的な考え方

大阪府の青少年健全育成条例では、青少年の年齢の上限を 18 歳未満（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く）としており、平成 20 年度に策定された青少年育成施策大綱では、青少年を子どもと若者の総称として 0 歳から概ね 30 歳未満までとしている。

その他、勤労青少年関係では 35 歳未満、職業能力開発促進法では 40 歳未満としているなど、様々に解釈されている。平成 21 年 7 月公布された子ども・若者育成支援推進法では、今日的な課題である引きこもりやニートへの支援対策を主としており、対象範囲の年齢は 30 歳代までとなっている。

(2) 青少年センターにおける青少年の範囲

本市では、第 29 期社会教育委員会議の答申の中で、青少年の範囲は「概ね 26 歳まで」と示しているが、これは不安定雇用・ワーキングプア・フリーターなど様々な問題をふまえた上で、青少年の対象年齢を設定したものである。従って、答申で示した「概ね 26 歳まで」という基準は、青少年センターの管理運営（使用料の無料対象範囲）とは別に考えなくてはならない。

昔でいえば元服は 15 歳であり、16 歳以上は立派な大人であったが、現代において一般的に大学生や専門学校生は社会人・職業人とは異なるものであり、学生割引と称される文化もある。他方、中学・高校を卒業して就職されている方の中には、不安定雇用の方もおられるし、希望が叶わずに就職できない方もおられる。生涯学習市民センターでは、18 歳を超えると使用料免除の対象外となり、使用料を支払わなくてはならないが、設置目的が異なる青少年センターでは、独自の観点から制度を設けることが望ましい。

以上の点から、「青少年の範囲」は、一般的な大学生までの年齢「22 歳」を一つの判断基準とすることが適切であり、22 歳以下が半数以上で構成される団体・グループの文化学習活動に対して、使用料を無料にすべきと考える。

5. 生涯学習市民センターとの整合性について

(1) 開館時間と休館日

再編後の生涯学習市民センターは、朝 9 時から開館しており、祝日や月曜日も利用することができる。休館日は、第 4 月曜日（祝日と重なった場合は開館）と年末年始のみとなっている。

他方、青少年センターでは、朝 9 時 30 分開館で、祝日や毎週月曜日も休館している。青少年の活動実態では、平日は夕方から夜間にかけて、また、土・日曜や長期休暇（夏休み等）では朝から利用しているという傾向が見られる。音楽室は 9 時 45 分から 20 時 45 分までの時間帯を 2 時間ごとの 5 区分（日曜は 16 時 15 分までの 3 区分）となっていることから、2 区分を連続して利用している団体も多い。

こうしたことから、朝の開館時間を 30 分繰り上げて、音楽室は 1 区分の時間帯を 2 時間 30 分～3 時間に変更し、祝日は青少年の利用が見込めることから、開館すべきと考える。総じて、青少年センターと生涯学習市民センターは、ともに文化学習活動に供する市の施設であり、開館時間・休館日という基本的な運営は合わせておくことが望ましい。

生涯学習市民センターの再編に対しては、賛否様々な議論が当時展開されたが、類似の公共施設において不公平感のない運営が求められることは言うまでもない。しかしながら、青少年センターは設置目的を異にしているので、完璧な整合性を求めるのではなく、施設名称に即して、有効な運営がなされることが重要と考える。

そうしたことから、日曜・祝日の 17 時閉館を、青少年センターでは 21 時とすることを検討してもよいのではないだろうか。

(2) 利用対象者の拡大

生涯学習市民センターでは、平成 18 年の再編により、利用対象者が拡大され、従来は登録できなかった政治団体・宗教団体・企業組織（文化教室含む）でも、一定の条件の下で登録することができる。また、使用料は倍額で申込受付開始は 4 週間としており、一般団体（従来の公民館利用団体等）の活動を優先している運用も定着してきている。

平日の昼間など、青少年の利用が見込めない時間帯は、広く一般団体に利用していただくことが望ましいことから、生涯学習市民センターの運用基準を適用することが適切と考える。